

平成21年5月21日
長崎県警察本部訓令第21号
最終改正 令和2年3月13日

長崎県警察職員の健康管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職員の義務（第3条・第4条）
- 第3章 健康管理体制（第5条－第14条）
- 第4章 健康の保持・増進（第15条－第19条）
- 第5章 健康診断（第20条）
- 第6章 傷病管理（第21条－第23条）
- 第7章 メンタルヘルス対策（第24条）
- 第8章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、長崎県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理に関し、必要な事項を定め、職員の健康の保持・増進及び勤務能率の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 健康管理業務 次に掲げる事項をいう。

- ア 健康診断及びその結果に応じた精密検査並びに必要な事後措置の実施
- イ 健康に異状がある職員の早期発見及びこれに対する措置
- ウ 健康の保持・増進に関する指導及び教育
- エ 健康相談
- オ 業務に起因する健康障害を防止するための勤務環境及び施設の改善措置

(2) 休職 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する休職をいう。

(3) 年次休暇 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以

下「条例」という。)第11条に規定する年次休暇をいう。

(4) 病気休暇 条例第13条に規定する病気休暇をいう。

(5) 療養休暇 条例第14条に規定する療養休暇をいう。

(6) 病気(療養)休暇 病気休暇及び療養休暇をいう。

(7) 復職 病気(療養)休暇又は休職から職務に復帰することをいう。

(8) 衛生管理者 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)第12条第1項に規定する衛生管理者をいう。

(9) 産業医 安衛法第13条第1項に規定する産業医をいう。

(10) 衛生委員会 安衛法第18条に規定する衛生委員会をいう。

(11) 保健師 警務部厚生課(以下「厚生課」という。)に勤務し、保健師の資格を有する職員をいう。

第2章 職員の義務

(職員の義務)

第3条 職員は、常に自己の健康に対する責任を自覚し、心身の健康の保持・増進に努めなければならない。

2 職員は、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、自ら生活を規正し、過労を避ける等健康な生活習慣の維持、改善に努め、生活習慣に起因する疾病を予防するよう努めなければならない。

3 職員は、第20条に規定する健康診断を受けなければならない。

(秘密の保持)

第4条 健康管理事務に従事し、又は従事した者は、職務上知り得た職員の秘密を漏らしはならない。

第3章 健康管理体制

(総括健康管理者)

第5条 長崎県警察本部(以下「警察本部」という。)に総括健康管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括健康管理者は、職員の健康管理に必要な施策等を実施する。

(副総括健康管理者)

第6条 警察本部に副総括健康管理者を置き、警務部厚生課長をもって充てる。

2 副総括健康管理者は、総括健康管理者を補助するとともに、総括健康管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

(健康管理責任者)

第7条 各所属に健康管理責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 健康管理責任者は、健康管理業務を通じ、所属職員の健康の確保に努めなければならない。

3 健康管理責任者は、心身に異状がある職員を発見したときは、総括健康管理者に報告しなければならない。

4 健康管理責任者は、心身の健康に注意を要する職員については、その者の主治医と緊密な連絡を取り、病状の経過把握に努めなければならない。

(健康管理事務責任者)

第8条 各所属に健康管理事務責任者を置き、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 健康管理事務責任者は、健康管理責任者の命を受け、前条第2項から第4項までの事務を行うものとする。

(健康管理医及び健康審査医)

第9条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、職員に対する健康管理の指導及び助言並びに職員の健康相談に関する業務を行う医師を、健康管理医として委嘱し、警察本部に置くものとする。

2 本部長は、休職及び復職に伴う職員の健康状態に関する事項を審査する医師を、健康審査医として委嘱し、警察本部に置くものとする。

3 委嘱に関する事務は、厚生課において行うものとする。

(産業医)

第10条 本部長並びに交通部運転免許管理課（以下「運転免許管理課」という。）、警備部機動隊（以下「機動隊」という。）、警察学校及び警察署の健康管理責任者は、産業医を委嘱し、警察本部、運転免許管理課、機動隊、警察学校及び警察署（以下「警察本部等」という。）に置くものとする。

2 委嘱に関する事務は、警察本部の産業医については厚生課において、運転免許管理課、機動隊、警察学校及び警察署（以下「運転免許管理課等」という。）の産業医については、当該所属の健康管理業務を担当する係（以下「健康管理業務担当係」という。）において行うものとする。

3 健康管理責任者は、第1項の規定により産業医の委嘱をしたときは、衛生管理者・産業医選任及び衛生委員会設置報告書（様式第1号）により、総括健康管理者に報告しなければならない。

(委嘱)

第11条 前2条の規定に基づく健康管理医、健康審査医及び産業医（以下「健康管理医等」という。）の委嘱は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部長は、委嘱する健康管理医、健康審査医及び警察本部の産業医に対して、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

(2) 運転免許管理課等の健康管理責任者は、委嘱する産業医に対して、委嘱状（様式第3号）を交付するものとする。

(3) 本部長及び運転免許管理課等の健康管理責任者は、被委嘱者から受諾書（様式第4号）の提出を受けるものとする。

(4) 委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、増員又は補欠として委嘱する場合の期間は、増員前の他の委嘱医又は前任者の残任期間とする。

（健康管理医等に対する報酬）

第12条 警察本部は、健康管理医等に対する報酬として、毎月一定額を支払うものとする。

（衛生管理者）

第13条 警察本部等にそれぞれ衛生管理者を置き、警察本部にあつては総括健康管理者が、運転免許管理課等にあつては健康管理責任者が選任するものとする。

2 健康管理責任者は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、衛生管理者・産業医選任及び衛生委員会設置報告書（様式第1号）により、総括健康管理者に報告しなければならない。

（衛生委員会）

第14条 警察本部等にそれぞれ衛生委員会を設置し、委員の選任は、警察本部にあつては総括健康管理者が、運転免許管理課等にあつては健康管理責任者が行うものとする。

2 健康管理責任者は、委員を選任したときは、衛生管理者・産業医選任及び衛生委員会設置報告書（様式第1号）により、総括健康管理者に報告しなければならない。

3 健康管理責任者は、衛生委員会の審議結果を、その都度、衛生委員会審議結果報告書（様式第5号）により、総括健康管理者に報告しなければならない。

4 衛生委員会の事務は、警察本部にあつては厚生課において、運転免許管理課等にあつては当該所属の健康管理業務担当係において行うものとする。

第4章 健康の保持・増進

（勤務の適正化）

第15条 総括健康管理者及び健康管理責任者（以下「総括健康管理者等」という。）は、常に職員の健康状態に留意し、職員個々の健康状態に適合する業務を考慮の上、業務の負荷による体調不良若しくは発病又は現疾患が悪化しないよう、勤務の適正化を図らな

なければならない。

(勤務環境の整備)

第16条 総括健康管理者等は、適度の換気、採光、温度及び照明並びに清潔を保つなど、常に勤務環境の改善を図り、職員が快適な環境で勤務できるよう努めなければならない。

2 総括健康管理者等は、警察施設及び公用車について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(健康管理意識の高揚)

第17条 健康管理責任者は、講演会の開催、教養資料の発行等による健康教育を行い、職員の健康管理意識の高揚を図らなければならない。

(保健指導)

第18条 総括健康管理者は、職員の健康の保持・増進、症状の改善、疾病の再発防止等を図るため、健康管理医又は保健師による保健指導を行うものとする。

2 健康管理責任者は、前項による保健指導を積極的に活用し、職員の健康の保持・増進、症状の改善、疾病の再発防止等に努めなければならない。

(救急用具の整備活用)

第19条 健康管理責任者は、常に傷病者の応急手当に必要な救急薬品及び資機材を整備保管し、その保管場所及び使用方法を職員に周知しなければならない。

第5章 健康診断

(健康診断の種類及び実施)

第20条 職員の健康を確保するための健康診断は、次に掲げるものとし、それぞれの検査項目は総括健康管理者が必要と認めるものとする。

(1) 定期健康診断 全ての職員に対して毎年度1回以上実施するものとする。

(2) 特別健康診断 業務の特殊性により、総括健康管理者が必要と認める職員に対して毎年度1回以上実施するものとする。

(3) 雇い入れ時健康診断 新たに採用された職員に対して実施するものとする。ただし、採用後直近の定期健康診断の実施をもって、これに替えることができる。

(4) 臨時健康診断 前3号に掲げるもののほか、総括健康管理者が臨時に必要と認める場合に実施するものとする。

第6章 傷病管理

(健康審査会)

第21条 警察本部に、健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、会長及び若干名の委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充

てる。

(1) 会長 副総括健康管理者

(2) 委員 健康審査医

3 審査会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 休職に伴う職員の健康状態に関する事項

(2) 復職に伴う職員の健康状態に関する事項。ただし、会長が復職診断書(様式第6号)、主治医面談結果報告書(様式第7号)等により、復職が可能であると判断する場合は、審査を省略することができる。

(3) 指導区分及び職場復帰支援に関する事項

(4) その他審査が必要と認められる事項

4 会長は、必要に応じて、本人及びその家族並びに本人が所属する所属の職員に対し、審査会への参加を求めることができる。

5 審査会に関する事務は、厚生課において行うものとする。

(指導区分の指定等)

第22条 総括健康管理者は、傷病(公務による負傷又は疾病を含む。)を有する職員のうち、管理指導が必要であるもの(以下「要管理指導職員」という。)に対して、別表第1に掲げる指導区分(以下「指導区分」という。)に基づく指導を行うものとする。

2 指導区分の指定、変更又は解除(以下「指導区分の指定等」という。)は、次に掲げる事由に基づき、審査会の審議結果及び主治医又は健康管理医等の意見を勘案の上、行うものとする。

(1) 復職

(2) 健康管理責任者からの指導区分の指定等(HAの指導区分を除く。)の申請

3 前項第2号に規定する申請は、主治医の診断に基づき、指導区分指定(変更・解除)内申書(様式第8号)に診断書及び主治医面談結果報告書(様式第7号)(以下「診断書等」という。)を添付して、総括健康管理者に申請しなければならない。この場合において、HCからHDへの変更又はHDの解除を申請するときは、その職員の上申をもって診断書等に代えることができる。

4 総括健康管理者は、指導区分の指定等(HAの指導区分を除く。)を行った場合は、指導区分指定(変更・解除)通知書(様式第9号)により、その職員の健康管理責任者に通知するものとする。

(定期報告)

第22条の2 健康管理責任者は、要管理指導職員に対して、それぞれの指導区分に応じた

措置を講じるとともに、勤務状況及び健康状態等を観察し、HB又はHCの指導区分に指定されている者については、その結果を毎年1月末日までに勤務状況等記録表（様式第10号）により、総括健康管理者に報告しなければならない。

（休職・休暇の手続）

第23条 傷病による年次休暇（公務による負傷又は疾病によるものを除く。）及び病気（療養）休暇の取得並びに休職及び復職に係る報告・申請様式、添付書類及び提出先は、別表第2の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の報告・申請書様式欄、添付書類欄及び提出先欄に掲げるとおりとする。

2 本部長は、病気休暇（休暇期間が30日以上である場合に限る。）及び療養休暇の取得並びに休職及び復職の申請について、必要に応じて審査会に諮問の上、当該申請に対する承認の可否を決定し、その結果を健康管理責任者及びその職員に通知するものとする。

第7章 メンタルヘルス対策

（メンタルヘルス対策）

第24条 健康管理責任者は、職員のメンタルヘルスの維持及び向上に配意し、メンタルヘルスに関して指導を必要とする職員の早期発見に努めなければならない。

2 健康管理責任者は、前項に定める指導を必要とする職員を認知したときは、総括健康管理者と連携して、職場環境の改善、健康管理医（精神科医）による相談窓口の活用その他必要な措置を講じなければならない。

第8章 雑則

（地方警務官の健康診断）

第25条 第20条に規定する健康診断は、長崎県警察に所属する地方警務官について準用するものとする。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第21号）

1 この訓令は、平成21年6月1日から施行する。
2 この訓令による改正前の長崎県警察職員の健康管理に関する訓令により作成された様式については、なお従前の例による。

附 則（平成23年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。